

木曽川物産株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年10月6日～平成31年10月5日までの3年間

2. 内容

目標1：平成29年1月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成28年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年 1月～ 制度の導入、社内告知文掲示などによる社員への周知

目標2：平成31年10月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間300時間未満とする。

<対策>

- 平成28年10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成29年 4月～ 現場管理者を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- 平成30年 1月～ 社内告知文掲示による社員への周知
- 平成30年 6月～ 問題点の検討及び研修の実施